



大田原市自治基本条例

逐条解说书



大田原市

目 次

1	自治基本条例とは	1
2	自治基本条例が必要な理由（背景）	1
3	条文の副見出し	1
4	解 説	
	前文	2
	第1条 目的	4
	第2条 用語の定義：基本となる用語について	4
	第3条 自治の基本理念：自治の基本的な考え方について	5
	第4条 自治の基本原則：自治のあるべき姿の実現に向けて	5
	第5条 市民の権利、役割及び責務：市民として自覚しておくべきこと	6
	第6条 議会の役割及び責務：市民のための議会とは	7
	第7条 市長等の役割及び責務：市民のために働く役所とは	8
	第8条 行政手続：公平で透明な行政運営とは	9
	第9条 市民の意思表示：政策に市民の意思を反映させるために	10
	第10条 子どもの参加：すべては子どもたちの未来のために	10
	第11条 情報の公開、個人情報の保護等	
	：市民の知る権利と個人情報を保護するために	11
	第12条 意見等への対応：的確な対応を図り改善等に活かすために	12
	第13条 行財政運営：効率的な行財政運営を行うために	13
	第14条 住民投票：住民の総意を表明するために	14
	第15条 危機管理：非常事態に際し市民を守るために	14

第16条 広域連携：広域的な連携による自治を推進するために	……………	15
第17条 条例の位置付け：自治の最高規範とするために	……………	15
第18条 条例の見直し：自治基本条例が十分な役割を果たすために	……………	16
附則	……………	16
5 大田原市自治基本条例	……………	17

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、大田原市の特色を生かしたまちづくりを行うためのルールとして、大田原市の「自治における最高規範」として位置付けるものです。

(第17条の【解説】参照)

この条例では、自治の基本理念や基本原則、市民の権利、市民・議会・市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参加や協働に関する基本的な事項を定めています。

2 自治基本条例が必要な理由（背景）

平成12年地方分権一括法の施行により、国と市町村とは、対等、協力の関係となり、これまで国の通達などに従っていた仕事が、市町村の自らの判断と責任において行えることとなりました。

また、地方分権の進展により、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められています。

これらのことから、自立した市政運営や市民の参加と協働による市政運営を行ううえでの基本ルールを定める自治基本条例が必要となっております。

3 条文の副見出し

一般に見出し（条文の上の括弧書き）は、条文の内容を簡潔に表現するためのものですが、この条例では、大田原市自治基本条例市民検討委員会からの「条文に慣れていない人でも、項目を読めば条文の意味が理解しやすくなる」との提言に基づき、副見出しを付けています。

4 解説

大田原市自治基本条例

前文

私たちの住む大田原市は、栃木県の北東部にあり、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に生まれ、国指定天然記念物の「ミヤコタナゴ」や市指定天然記念物の「ザゼン草群生地」が見られ、日本有数の鮎の漁獲量を誇る那珂川をはじめ箒川や蛇尾川などの清流に恵まれています。この緑が豊かに広がる田園地帯は、様々な農産物が生産され、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚な土地です。

また、この地域は、日本最古の碑である国宝の「那須国造碑」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活をしてきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎としています。

私たちは、このような恵まれた自然環境の中で人々が助け合い、地域コミュニティを構築し、愛着と誇りをもてる豊かな生活や伝統文化を育み、自然と歴史と伝統を大切にし、先人から受け継がれてきた社会を次の世代に引き継いできました。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は、核家族化や少子高齢化が進展しており、その制度設計について、再構築が求められています。

また、私たちは、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故では、未曾有の大きな災害を体験しました。

私たち誰もが、人と人との絆を大切にし、安全で安心な生活を送り、生涯にわたり学ぶ喜びや生きがいのもてる、地域の特性を生かした魅力が息づくまちを強く望んでおり、これからは、震災等の経験を教訓として、生命と財産を守っていく必要があります。

大田原市に住み、働き、学び、活動する私たちは、自治によるまちづくり（以下「自治」という。）の担い手の一人としての責任を有しています。一人ひとりが地域社会の主役であることを十分に自覚し、お互いが個人として認め合い、尊重し合い、関わり合い、支え合い、助け合わなければなりません。

市民が自治や市政に積極的に参加し協働してこそ、自ら責任をもち、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現することができます。

ここに大田原市自治基本条例を大田原市の自治における最高規範として制定し、いつまでもこのまちに誇りと愛着をもち続けるため、市民が自ら主体的に自治に関わることができるよう、大田原市という自治体における運営の基盤となるルールを定めます。

私たちは、未来を担う子どもたちの小さなポケットの中に、夢と希望と誇りという宝が詰まっている地域の実現を約束します。

【解説】

前文では、市の自然や歴史、市が目指すところの自治のあり方、自治基本条例制定の趣旨、目的、基本原則などが述べられています。

第一段落から第五段落まででは、大田原市の概要として「自然」「歴史的経緯」「社会的な要請」「東日本大震災の経験」について書かれています。

第六段落では、大田原市（まち）に求められるものについて、第七段落と第八段落では、市民が自治の主体であることを宣言しています。

第九段落においては、自治基本条例を市の最高規範として位置付けることを明記し、第十段落では、次代への決意表明を行っています。

なお、前文は、市民に分かりやすく、親しみやすいように文末を「です・ます」で結んでいます。

また、住民自治の実現のためには、市民が主体性をもって宣言することが必要との考えに立ち、「私たち」として市民を主語とした表現を用いています。

【参考】

大田原市民憲章

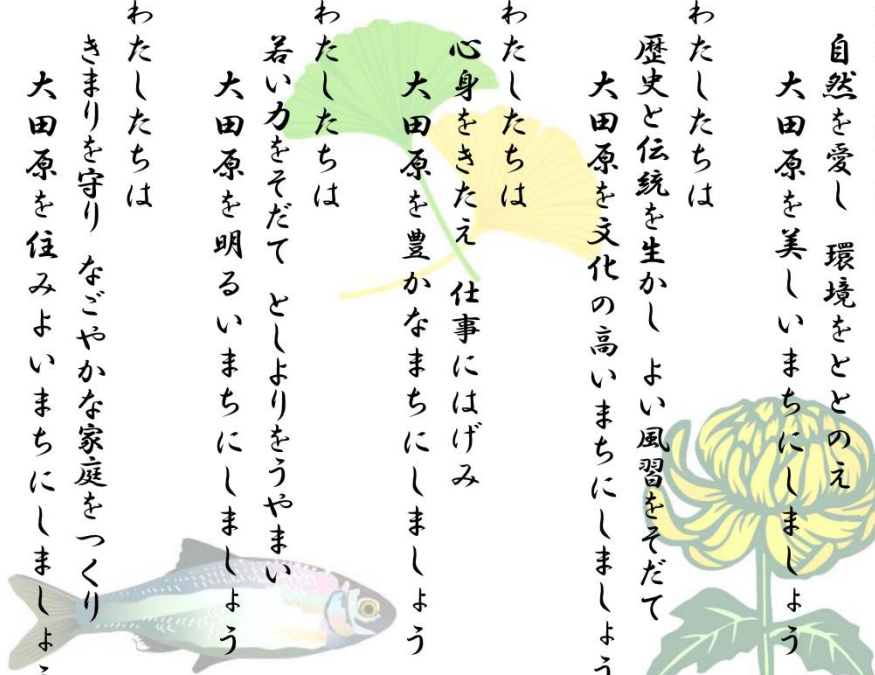
一 わたしたちは
自然を愛し 環境をととのえ
大田原を美しいまちにしましょう

一 わたしたちは
歴史と伝統を生かし よい風習をそだて
大田原を文化の高いまちにしましょう

一 わたしたちは
心身をきたえ 仕事にはげみ
大田原を豊かなまちにしましょう

一 わたしたちは
若い力をそだて としよりをうやまい
大田原を明るいまちにしましょう

一 わたしたちは
きまりを守り なごやかな家庭をつくり
大田原を住みよいまちにしましょう



昭和四十九年十一月一日制定

(目的)

第1条 この条例は、市民、議会、市長等の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を推進することを目的とする。

【解説】

なぜ、自治基本条例を制定するのか、その目的を「自治を推進すること」と明記しています。そのために市民、議会、市長等が何をしなければいけないのかということと、市政の運営についての基本的な事項をこの条例で定めるとしています。

(用語の定義：基本となる用語について)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）及び公営企業管理者をいう。
- (3) 子ども 18歳未満の市民をいう。

【解説】

自治基本条例において、用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないように基本的な三つの用語について定義付けを行いました。

(1)の「市民」とは、市内の居住者や市内への通勤・通学者だけではなく、市内の各種事業者や団体（ボランティアやNPO法人など）なども含めて広く市民として位置付けました。これまでも、まちづくりには多くの市民や様々な団体が関わっていますが、地方分権が進展する中、まちづくりへの市民の参加と協働は、これまで以上に重要となることから、より多くの人々の知識と経験をまちづくりに生かすため、住民登録をされている人だけではなく、幅広い人たちを「市民」として定義しました。なお、具体的な制度・手続の対象となる「市民」の範囲は、それぞれの制度等における個別の条例や要綱等で定められることとなります。

(2)の「市長等」とは、市の執行機関である市長のほか、各種行政委員会のことをいい

ます。また、市の公営企業の管理者も含まれます。なお、この条例の中で「市」という用語については、「議会と市長等」を指しています。

(3)の「子ども」とは、18歳未満の市民のことで、端的かつ包括的な表現として「子ども」という用語に集約しました。

(自治の基本理念：自治の基本的な考え方について)

第3条 自治の推進は、市民の意思に基づき、市民、議会、市長等の協働によるものとする。

【解説】

自治基本条例の柱となる「協働」を基本理念として定めています。市民の意思とは、市民がまちづくりや市政の運営に主体的に参加する気持ちをもつということです。そして、市民、議会、市長等がそれぞれ対等な立場で連携・協力しながら、自治を推進していくことを基本理念として定めています。

(自治の基本原則：自治のあるべき姿の実現に向けて)

第4条 市民、議会、市長等は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治を推進するものとする。

- (1) 参加の原則 市民が参加することを基本とし、自治を推進すること。
- (2) 協働の原則 市民協働によることを基本とし、自治を推進すること。
- (3) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有することを基本とし、自治を推進すること。
- (4) 評価及び改善の原則 市長等の行う事業等を評価及び改善することにより、自治を推進すること。

【解説】

自治の基本理念に基づくまちづくりの進め方や市政運営について、基本となる四つの原則を定めています。

(1)の「参加の原則」は、自治基本条例の目的を達成するために、市民が市政に参加する機会を保障するものです。

(2)の「協働の原則」は、自治の推進には市民、議会、市長等の連携・協力に加えて、市民同士の連携・協力が不可欠であるという原則です。この原則には市民はもちろん、市民と議会の議員、市民と市長等との間においても、互いの立場や特性を尊重しながら、まちづくりを推進することも含まれます。

(3)の「情報共有の原則」は、市民、議会、市長等が協働のまちづくりや市政運営を進めるうえで、情報の共有が欠かすことのできない条件であるという原則です。これはまた、市民の知る権利を保障するものです。そのためには、議会、市長等は市政に関する情報を市民に分かりやすく、迅速に提供する責任があります。

(4)の「評価及び改善の原則」は、情報の共有がなされたうえで、事業等が執行されればそれで事足りるというのではなく、事業等の評価・改善を原則として位置付けています。評価や改善を行うのは市民、議会、市長等ですが、その情報についても互いに共有し、次の事業に活かしていくことが必要となります。

(市民の権利、役割及び責務：市民として自覚しておくべきこと)

第5条 市民は、市民として尊重され、快適な環境で安全で安心して生活を営む権利を有するものとする。

2 市民は、市政に参加する権利及び平等に行政サービスを受ける権利を有するものとする。

3 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための公共的活動に取り組むよう努めるものとする。

4 市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自ら自治組織の活動に参加し、相互に助け合い、地域課題の解決に努めるものとする。

5 市民は、市政に参加するときは、自らの発言及び行動に責任をもつとともに、相互に尊重しなければならない。

【解説】

自治を担う主体としての市民の権利、役割、責務について規定しています。

第1項では、市民には、一人ひとりが尊重されつつ、快適な環境で安全で安心して生活する権利があると定めています。

第2項では、市民が前項のような生活を送るために、市政に参加する権利と、行政からのサービスを分け隔てなく受ける権利を有していると定めています。

第3項では、市民は自治の主体的な担い手であることを自覚し、自ら可能な範囲で公共的な活動に取り組むことを、市民の努力義務として定めています。

第4項では、市民の役割や責務について、さらに踏み込んだ形で、自治組織活動への参加、相互の協力や助け合い、地域課題の解決に向けた行動に努めると定めています。

第5項では、市民が市政参加に当たって自覚すべき責務として、自らの発言や行動には責任をもつと同時に、他者の発言や行動を尊重しなければならないと定めています。

【参考】

○大田原市安全で安心なまちづくり条例（平成15年条例第28号）

第1条 この条例は、市民の安全意識の高揚と安全確保のための自主的な活動の促進を図り、市、市民及び事業者の緊密な協力のもとに地域連帯による安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

○大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例

（平成8年条例第1号）

第1条 この条例は、豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。

（議会の役割及び責務：市民のための議会とは）

第6条 議会は、市政運営を監視し、又は政策を立案し、提言するとともに、公正かつ透明で、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

2 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行うものとする。

【解説】

市民の代表から構成される議会の役割と責務について規定しています。

第1項では、議会の役割を市政運営の監視と政策を審議・決定・立案するとし、責務については、公正、透明で開かれた議会運営を行うとしています。選挙を通じて選ばれた議員で構成される議会は、市民の信託を受けたところの市の意思決定機関です。議会は市長等が提供する行政サービスをめぐり、その決め方、提供の仕方、サービスの中身、予算や決算の承認、評価の反映状況など、市政運営を監視する権限をもっています。また、条例の制定など地域に直結する政策の立案や提言を行う権限ももっています。こうした自治推進の重要な機関だからこそ、議会は「公正かつ透明で、開かれた議会運営」に努めなければならないと定めています。

第2項では、「市民全体の代表者」「公正」「誠実」といったキーワードを掲げて、前項

のような責務の重さを議員一人ひとりが自覚するよう定めています。

(市長等の役割及び責務：市民のために働く役所とは)

第7条 市長は、本市を代表し、公正かつ誠実に総合的に市政を運営するものとする。

2 市長等は、誠実にその権限に属する事務を遂行するとともに、市民福祉の増進を図るため、自治に寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めるものとする。

3 市長等は、市政への市民の参加を図るための環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

市長のほか、各種行政委員会等の執行機関、公営企業管理者の役割と責務について規定しています。

第1項では、市長に対して市政の公正かつ誠実な総合的運営を求めています。市長は選挙を通じて市民から信託を受けた地方公共団体の長であり、また、市の「顔」でもあります。市長は、その役割と責務を果たすことによって、市民の信託に応える義務があります。

第2項では、市長等が事務を遂行するにあたっての役割と責務について定めています。ここでいう「市民福祉の増進」とは、市民にとって物的・経済的にも、また、文化的にも充足され、その結果、生きがいをもって生活できるよう、環境を充実させることを意味します。その実現のために、行政に対して、市民が行う公共的活動に協力し、必要な支援を行うことを定めています。

第3項では、市民が市政に参加しやすい環境を整備することも、市長等の役割・責務であると定めています。市民参加に向けた環境の醸成も行政の役割・責務と位置付けています。

【参考】

○大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

○大田原市附属機関設置条例施行規則（平成25年規則第26号）

第3条 附属機関の担当事務が、市民意思の反映その他市民協働による行政運営を趣旨とするものである場合においては、当該附属機関の構成員である委員等の一部又は全部を公募により選任するものとする。

○大田原市附属機関の委員の公募に関する基本要綱（平成24年告示第13号）

第1条 この要綱は、公募により地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の委員を選任する場合において、市政、審議会等に広く市民の意見を反映させ、市民参加を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（行政手続：公平で透明な行政運営とは）

第8条 市長等は、市政運営の公平性及び透明性を確保するために、行政手続を適正に行わなければならない。

2 適正な行政手続の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

【解説】

市長等に適正な行政手続（各種申請や認可手続等において、処理日数や判断基準等を事前に示すこと）を求める規定です。

第1項では、行政手続における「公平性」と「透明性」が市政運営には不可欠であると捉え、適正な行政手続を義務付けています。

第2項では、行政手続における公平性と透明性の確保及び市民の権利や利益を保護するために必要な事項については、自治基本条例ではなく「行政手続に関する個別条例で定めるところによる」と定めています。

【参考】

○大田原市行政手続条例（平成9年条例第1号）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(市民の意思表示：政策に市民の意思を反映させるために)

第9条 市長等は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定を行うものとする。

【解説】

市長等による政策等の策定に当たっては、広く市民の意見を求め、さらにそうした市民意見を踏まえたうえで、政策等の決定を行うよう規定しています。

市民協働の推進を図るうえでも大切なこととして、政策等の策定を行政まかせにしないことが挙げられます。政策は議会や行政、専門家などが独占するものではありません。政策についての市民の意思を反映させることによって、政策の中身は充実し市民協働の実も得られます。政策に同意する市民が多ければ、それだけ政策が円滑に実施され、市民の声が改善に生かされます。

そのような意味で、市長等は意見を求める機会を保障するとともに、市民の意思表示を尊重することを定めています。

【参考】

○大田原市意見公募手続の実施に関する要綱（平成23年告示第96号）

第1条 この要綱は、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の主体的な市政参画を促進し、もって市民と行政との協働によるまちづくりの推進に資するため、意見公募手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの参加：すべては子どもたちの未来のために)

第10条 市民、議会、市長等は、子どもが安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めるとともに、地域の一員として自治への参加の機会をつくり、子どもの意見を自治に反映させるものとする。

【解説】

前文の最後には、「未来を担う子どもたちの小さなポケットの中に、夢と希望と誇りという宝が詰まっている地域の実現を約束します」とあります。次代を担う子どもたちが「健やかに育つ環境」を整備することは、自治基本条例の中での最重要事項といっても過言ではありません。伸び伸びと元気に生活する子どもたちの姿は、それを見守る市民

に、力と前向きに生きていこうとする勇気を与えてくれます。

子どもたちに各々の年齢に合った形で、地域での活動に参加する機会をもたせ、子どもたちの意見をまちづくりに反映させることで、自治の中身が豊かになります。また、子どもたちが将来、大人となってからは、自治の担い手として市民協働の推進者となる期待ももてます。その意味で「子どもたちの未来」は、「地域全体の未来」でもあります。

【参考】

○大田原市子ども権利条例（平成24年条例第36号）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障することに関し、基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民等（以下「わたしたち」という。）の役割を明らかにすることにより、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（情報の公開、個人情報の保護等：市民の知る権利と個人情報を保護するために）
第11条 市は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有するものとする。
2 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。
3 情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

【解説】

情報公開と個人情報の保護等について、両方のバランスを考慮しながら、市民との情報共有のあり方を規定しています。

第1項では、市が市民の知る権利を保障し、説明責任を果たすために、市政に関する情報を公開することで、市民との間で情報を共有すると定めています。狭い意味での情報公開は、市民からの求めに応じて市が特定の情報を開示するものですが、この条文には、広報紙やインターネットなどを通じて、市が積極的に市政に関する情報を公表することも含まれています。

第2項では、市が情報を公開し、市民と情報を共有する場合に、特に個人情報の提供については適正に取り扱うことを定めています。提供された個人情報が、個人の権利や利益を侵さないように定めた、個人情報保護の規定になっています。一度外部に漏れた情報を保護することは困難なため、市長等には厳重な情報管理が義務付けられています。

第3項では、情報の公開と個人情報の保護とのそれぞれの適正な運用を図るために必

要な事項については、自治基本条例ではなく「情報公開、個人情報保護に関する個別条例で定めるところによる」と定めています。

【参考】

○大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障することにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の活動を市民に説明する責務が全うされるように努めるとともに、市民の市政への参加を一層推進し、開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

○大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（意見等への対応：的確な対応を図り改善等に活かすために）

第12条 市は、市民から意見、苦情、不服等があったときは、速やかに、かつ、適切に対応しなければならない。

【解説】

市民と行政とが連携・協力する以前のものとして、市民から行政に寄せられる意見、苦情、不服等があり、これらに行政が迅速・適切に対応できれば、その後の市民と行政との情報の共有が図られ、摩擦の解消や合意形成の下地を形成することにもなります。

何をもって「適切」な対応とするのかは、それぞれのケースによって異なります。しかし、行政には市民からの意見、苦情、不服等があった場合には、これらが協働の実現のための一つのステップと位置付ける姿勢が求められます。

(行財政運営：効率的な行財政運営を行うために)

第13条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。

2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

【解説】

効率的で効果的な行財政運営のあり方について、特に総合計画、行政評価、予算編成に言及した規定です。

第1項では、市政運営の指針であると同時に、市の最上位計画である総合計画を「自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進する」ためのものと位置付けています。

第2項は、行政評価についての規定です。行政評価は、市が行う政策、施策、事務事業について、そのやり方や効果・成果をめぐり客観的に評価・検証し、それを今後の改善につなげていこうとする取組です。より良い市政運営のためには欠かせない手法で、結果を市民に公表するよう定めています。

第3項では、総合計画や行政評価の結果を予算の編成をはじめとする財政運営に生かすよう定めています。将来に向けて安定した持続可能な財政運営のためには、中長期的な財政見通しも含め、財政が計画的で健全な財政運営が求められています。なお、財政に関する情報の公表については、個別条例により義務付けられています。

【参考】

○大田原市財政状況の公表に関する条例（昭和57年条例第3号）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定に基づく財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(住民投票：住民の総意を表明するために)

第14条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要な事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

住民投票は、間接民主制を補完する制度であり、住民の生活に重大な影響を及ぼすような特定の事案が発生した場合に、住民の意思を直接確認するために行うものです。

第1項では、憲法や地方自治法などで規定する住民投票のほか、市が住民投票条例を制定することにより、特定の施策について、住民の賛否を問う住民投票が可能であることを定めています。「市政に係る重要な事項」とは、市が直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすと考えられるような課題で、住民の意思を直接確認の必要があると認められる事項を指します。

第2項では、住民投票は、市の政策形成過程において市民が市政へ直接的に関わる重要な手段であることから、その結果を尊重しなければならないと定めています。

なお、法律に基づいて行われる住民投票には法的拘束力がありますが、条例制定による住民投票には、現行地方自治制度の制約があるため、法的拘束力をもたせることはできないため、住民投票の結果を尊重する義務付けを行っております。

(危機管理：非常事態に際し市民を守るために)

第15条 市は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係機関等との連携及び協力のもと、体制を整備しなければならない。

【解説】

前文には、「平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故では、未曾有の大きな災害を体験しました」という一文を盛り込みました。災害等の緊急事態への対応には、体制づくりが重要なことは言うまでもありません。更に私たちは、その体制の整備を「市民、関係機関等との連携及び協力のもと」で行うことが、何よりも大切であるという教訓を得ました。そのことが条文に反映されています。

(広域連携：広域的な連携による自治を推進するために)

第16条 市は、他の地方公共団体、国その他機関と広域的な連携を図り、自治を推進するものとする。

【解説】

他の地方公共団体、国その他関係機関と連携を図りながら広域的なまちづくりを推進する規定です。

市内に限定したまちづくりだけではなく、国や県、近隣市町村、その他の関係機関と広域的に連携・協力することで、より効果的な行政運営を行うことも期待できます。

(条例の位置付け：自治の最高規範とするために)

第17条 この条例は、本市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会、市長等は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を順守しなければならない。

【解説】

前文では、自治基本条例の位置付けを「自治における最高規範」としています。

条文には「最高規範」という用語は盛り込まれていませんが、この条例を尊重すべき旨を定めていることから、重要な条文となっています。

第1項では、自治基本条例を「自治の基本を定めるもの」と端的に表現し、自治基本条例の趣旨を市民、議会、市長等が尊重して自治を推進すると定めています。

第2項では、条例の制定、改廃、運用に加えて、政策の策定、改廃、実施に当たっても自治基本条例の規定を順守しなければならないと定めています。この点においても自治基本条例は、自治の最高規範として重要性をもった条例であることが明確となっています。

なお、自治基本条例も一つの条例であり、法的に条例間の上下関係はないことから、日本国憲法のように、その条文に違反する他の条例を無効とする「最高法規性」をもたせることはできません。しかし、まちづくりの全体に関わる最も基本的な条例として「条例尊重義務」の規定を置くことにより、他の条例、規則などの制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重することを義務付けています。

(条例の見直し：自治基本条例が十分な役割を果たすために)

第18条 市は、社会変化の状況を踏まえ、必要に応じて、この条例の改正を行うものとする。

【解説】

自治基本条例は、理念的・普遍的な内容を中心に規定しており、短期間のうちに条例を改正するという意図はありません。この自治基本条例の趣旨が揺らぐことなく、未永く市政運営の基本ルールとして機能し続けることを念頭に制定しました。しかし、時代の変遷や社会状況の変化に合わせて、将来的には自治基本条例の条文の改正を行う余地を残しておく必要がありますので、そのことを反映した規定となっています。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発生する日を規定しています。

この条例は、平成25年9月30日に公布されましたが、6箇月の周知期間を設け、平成26年4月1日から実際に施行することを定めています。

5 大田原市自治基本条例

前文

私たちの住む大田原市は、栃木県の北東部にあり、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に生まれ、国指定天然記念物の「ミヤコタナゴ」や市指定天然記念物の「ザゼン草群生地」が見られ、日本有数の鮎の漁獲量を誇る那珂川をはじめ箒川や蛇尾川などの清流に恵まれています。この緑が豊かに広がる田園地帯は、様々な農産物が生産され、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚な土地です。

また、この地域は、日本最古の碑である国宝の「那須国造碑」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活をしてきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎としています。

私たちは、このような恵まれた自然環境の中で人々が助け合い、地域コミュニティを構築し、愛着と誇りをもてる豊かな生活や伝統文化を育み、自然と歴史と伝統を大切にし、先人から受け継がれてきた社会を次の世代に引き継いできました。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は、核家族化や少子高齢化が進展しており、その制度設計について、再構築が求められています。

また、私たちは、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故では、未曾有の大きな災害を体験しました。

私たち誰もが、人と人との絆を大切にし、安全で安心な生活を送り、生涯にわたり学ぶ喜びや生きがいのもてる、地域の特性を生かした魅力が息づくまちを強く望んでおり、これからは、震災等の経験を教訓として、生命と財産を守っていく必要があります。

大田原市に住み、働き、学び、活動する私たちは、自治によるまちづくり（以下「自治」という。）の担い手の一人としての責任を有しています。一人ひとりが地域社会の主役であることを十分に自覚し、お互いが個人として認め合い、尊重し合い、関わり合い、支え合い、助け合わなければなりません。

市民が自治や市政に積極的に参加し協働してこそ、自ら責任をもち、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現することができます。

ここに大田原市自治基本条例を大田原市の自治における最高規範として制定し、いつまでもこのまちに誇りと愛着をもち続けるため、市民が自ら主体的に自治に関わることができるよう、大田原市という自治体における運営の基盤となるルールを定めます。

私たちは、未来を担う子どもたちの小さなポケットの中に、夢と希望と誇りという宝が詰まっている地域の実現を約束します。

(目的)

第1条 この条例は、市民、議会、市長等の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を推進することを目的とする。

(用語の定義：基本となる用語について)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）及び公営企業管理者をいう。
- (3) 子ども 18歳未満の市民をいう。

(自治の基本理念：自治の基本的な考え方について)

第3条 自治の推進は、市民の意思に基づき、市民、議会、市長等の協働によるものとする。

(自治の基本原則：自治のあるべき姿の実現に向けて)

第4条 市民、議会、市長等は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治を推進するものとする。

- (1) 参加の原則 市民が参加することを基本とし、自治を推進すること。
- (2) 協働の原則 市民協働によることを基本とし、自治を推進すること。
- (3) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有することを基本とし、自治を推進すること。
- (4) 評価及び改善の原則 市長等の行う事業等を評価及び改善することにより、自治を推進すること。

(市民の権利、役割及び責務：市民として自覚しておくべきこと)

第5条 市民は、市民として尊重され、快適な環境で安全で安心して生活を営む権利を有するものとする。

- 2 市民は、市政に参加する権利及び平等に行政サービスを受ける権利を有するものとする。
- 3 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための公共的活動に取り組むよう努めるものとする。
- 4 市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自ら自治組織の活動に参加し、相互に助け合い、地域課題の解決に努めるものとする。
- 5 市民は、市政に参加するときは、自らの発言及び行動に責任をもつとともに、相互

に尊重しなければならない。

(議会の役割及び責務：市民のための議会とは)

第6条 議会は、市政運営を監視し、又は政策を立案し、提言するとともに、公正かつ透明で、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

2 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行うものとする。

(市長等の役割及び責務：市民のために働く役所とは)

第7条 市長は、本市を代表し、公正かつ誠実に総合的に市政を運営するものとする。

2 市長等は、誠実にその権限に属する事務を遂行するとともに、市民福祉の増進を図るため、自治に寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めるものとする。

3 市長等は、市政への市民の参加を図るための環境を整備するよう努めるものとする。

(行政手続：公平で透明な行政運営とは)

第8条 市長等は、市政運営の公平性及び透明性を確保するために、行政手続を適正に行わなければならない。

2 適正な行政手続の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

(市民の意思表示：政策に市民の意思を反映させるために)

第9条 市長等は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定を行うものとする。

(子どもの参加：すべては子どもたちの未来のために)

第10条 市民、議会、市長等は、子どもが安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めるとともに、地域の一員として自治への参加の機会をつくり、子どもの意見を自治に反映させるものとする。

(情報の公開、個人情報の保護等：市民の知る権利と個人情報を保護するために)

第11条 市は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有するものとする。

2 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

3 情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

(意見等への対応：的確な対応を図り改善等に活かすために)

第12条 市は、市民から意見、苦情、不服等があったときは、速やかに、かつ、適切に対応しなければならない。

(行財政運営：効率的な行財政運営を行うために)

第13条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。

2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(住民投票：住民の総意を表明するために)

第14条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要な事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(危機管理：非常事態に際し市民を守るために)

第15条 市は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係機関等との連携及び協力のもと、体制を整備しなければならない。

(広域連携：広域的な連携による自治を推進するために)

第16条 市は、他の地方公共団体、国その他機関と広域的な連携を図り、自治を推進するものとする。

(条例の位置付け：自治の最高規範とするために)

第17条 この条例は、本市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会、市長等は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を順守しなければならない。

(条例の見直し：自治基本条例が十分な役割を果たすために)

第18条 市は、社会変化の状況を踏まえ、必要に応じて、この条例の改正を行うものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



大田原市自治基本条例逐条解説書

平成26年3月作成

大田原市 総合政策部 政策推進課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL 0287-23-8701 FAX 0287-23-8748

市ホームページ <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp>

E-mail seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp